

## 熊本市生活保護業務における不適正事案に関する検証委員会について

### 1 検証委員会について

#### (1) 設置目的

本委員会は、熊本市南福祉事務所保護課のケースワーカーが、被保護者等をだまし金銭等を詐取したとして、令和4年（2022年）に4度に渡り逮捕されるという事案が発生したことを受け、当該事案を検証するとともに、再発防止策を検討することを目的に設置されました。

#### (2) 委員構成（5名）

本委員会の委員は、以下の有識者により構成されています。

○弁護士 ○公認会計士 ○学識経験者 ○行政経験者  
○臨床心理士かつ公認心理師

#### (3) 開催状況

令和5年（2023年）3月26日から令和6年（2024年）2月9日までの間に10回開催。

### 2 報告書について

令和6年（2024年）3月8日（金）に検証委員会より、市長へ報告書が提出されました。報告書では再発防止について4つの柱で構成されており、計26点におよぶ再発防止に関する提言をいただきました。別紙報告書（概要版）参照4つの柱

- ・組織的管理及びチェック体制
- ・被保護者等に対するルールの周知
- ・知識の向上と職員倫理観の醸成
- ・働きやすい職場、やりがいを感じられる職場へ

### 3 提言を受けての再発防止について

提言については、真摯に受け止めるとともに、速やかに実効性のある再発防止策を検討のうえ、着実に実施してまいります。

また、報告書については、全職員に周知するとともに、全職員対象の倫理研修に今回の事例を取り入れるなど公務員としての倫理観の醸成を図ります。

## 報告書（概要版）

令和6年（2024年）3月

## I 本委員会について（報告書 3ページ～4ページ）

## 1 設置目的

本委員会は、熊本市南区役所保護課のケースワーカー（以下「CW」という。）が、被保護者等をだまし金銭等を詐取したとして、令和4年（2022年）に4度に渡り逮捕されるという事案が発生したことを受け、当該事案を検証するとともに、再発防止策を検討することを目的に設置された。

## 2 委員構成

本委員会の委員は、以下の有識者により構成された。なお、委員については関係団体等による推薦に基づき、市長が委嘱した。

○弁護士 ○公認会計士 ○学識経験者 ○行政経験者 ○臨床心理士かつ公認心理師

## 3 開催状況

令和5年（2023年）3月26日から令和6年（2024年）2月9日までの間に10回開催した。

## II 不適正事案の概要について（報告書 5ページ～7ページ）

## 1 事案の概要

## (1) 事案1（遺産相続に関する詐取事案）

被保護者が市へ返還すべき保護費が本来約90万円であるにもかかわらず、金額を多く偽り、被保護者より現金約600万円をだまし取った。

## (2) 事案2（生命保険解約返戻金に関する詐取事案）

被保護者が市へ返還すべき保護費約35万円をだまし取った。

## (3) 事案3（預貯金に関する詐取事案）

被保護者が保有していた預貯金について、返還の必要があると虚偽の説明を行い、同被保護者名義の通帳と印鑑をだまし取った上、その通帳と印鑑を利用し、現金約120万円を不正に引き出し、着服した。

## 2 元職員の状況

事件を起こした職員は平成31年（2019年）4月に本市に採用され、南区役所保健福祉部保護課主事として配属された。事件の発覚後、令和4年（2022年）12月19日付にて懲戒処分（免職）。

## III 熊本市における生活保護の現状と生活保護業務の実施体制（報告書 8ページ～13ページ）

## 1 生活保護の現状

熊本市の保護の動向としては、平成27年度（2015年度）をピークとして、「人員」「世帯数」とともに減少傾向にあったが、令和2年度（2020年度）以降、「人員」は減少しているものの、「世帯数」は増加しており、単身世帯が増加傾向にある。

世帯類型別で見ると、高齢者世帯とその他の世帯（主に就労阻害要因のない稼働年齢層の者がいる世帯）の割合が年々増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）は高齢者世帯52.0%、その他世帯は12.8%であったが、令和4年度（2022年度）には高齢者世帯56.2%、その他の世帯16.4%となっている。

## 2 生活保護業務の実施体制

## (1) 社会福祉法の規定

CWは、社会福祉法で定められた「現業を行う所員」であり、その標準数は、市にあっては被保護世帯数80世帯当たり1名と規定されている。また、査察指導員（以下「SV」という。）は、社会福祉法では「指導監督を行う所員」として規定され、その配置基準は国の通知によりCWの標準数7名に対し1名と決められている。

(2) 保護課職員配置の現状

CWは、校区担当制とし、同じ校区は最長2年で担当替えを行うことによって、被保護者とのなれ合いや不正の防止、支援や事務の滞り防止などが図られている。

SVは、「現業事務の指導監督をつかさどる」とされており、生活保護業務の適正実施において最も重要な役割を担っている。生活保護業務における査察指導業務には、主に管理・教育・支持の3つの機能がある。

熊本市のCW数の推移

年度	被保護世帯数 <sup>※1</sup> A	標準数 <sup>※2</sup> B	計 C	配置数 <sup>※3</sup>			CWの充足率 D/B	一人当たり担当ケース数 A/D
				CW <sup>※4</sup> D	会計年度任用職員	再任用短時間職員		
R1	11,989	149	132	109	20	3	73.2%	110.0
R2	11,932	149	131	108	20	3	72.5%	110.5
R3	12,023	150	133	110	20	3	73.3%	109.3
R4	12,028	150	134	112	20	2	74.7%	107.4
R5	12,090	151	140	119	20	1	78.8%	101.6

※1 前年度3月中に生活保護を受給した世帯数（保護停止世帯も含む）

※2 被保護世帯/80を小数点以下切り捨てして得た数

※3 各4月1日時点

※4 フルタイムの再任用職員CWについては、標準数に含むことが可能なため、CW配置数に含む（R4年度：東区1名、R5年度：中央区1名・東区1名）

IV 熊本市での検証による課題整理と再発防止の取組（報告書 14ページ～19ページ）

1 課題整理

今回の不適正事案について、南区役所保護課を中心に市全体にわたって検証が行われ、次のとおり課題が整理された。

課題番号	課題内容
課題1	CWによる不正行為の根本的な防止策の必要性
課題2	進捗管理の実効性確保
課題3	返還金等納入事務における不十分な進捗管理
課題4	不十分なコンプライアンス推進の取組
課題5	新規採用職員や転課者等、経験の浅い職員（SV、CW）に対する不十分な育成体制
課題6	不十分な人員体制

2 熊本市での再発防止策等の対応

市では、南区役所保護課での不祥事を受け、同様の事務を行っている全区役所保護課で返還金等に関する総点検や再発防止のための取組が、次のとおり行われた。

対応する課題	取組【実施時期等】
課題2・課題3	返還金等に係る総点検の実施【令和4年6月～8月】
課題1	被保護世帯へ、CWは現金を扱う権限がない旨の周知【令和4年6月】
課題1・課題5	資産申告書受理時の確認の徹底【令和5年1月以降毎年1月】
課題1	全被保護世帯への再周知と通報依頼【令和5年2月】
課題1	保護のしおり（保存版・簡易版）の見直し【令和5年4月】
課題4	コンプライアンス研修【事案発覚後】
課題5	保護課における職場研修【事案発覚後】
課題6	CWの標準数配置に向けての取組【令和4年及び5年にて合計9名の増員】

委員から出た問題点に関する意見および再発防止策について、以下のとおりまとめた。なお、再発防止策については、スピード感をもった対応を求めるため、それぞれに短期（速やかな対応を求める）、中期（1年以内に対応を求める）、長期（段階的に対応を求める）として整理を行った。

1 組織的管理及びチェック体制

【委員からの主な意見・指摘事項】（抜粋）

- ・ 生活保護再申請時の調査不足で事案の発覚が遅れた。
- ・ 返還金となることを把握していたが、組織的な進捗管理が徹底されていなかった。
- ・ 返還金等決定後の手続きが担当 CW 個人任せになっており、組織的管理ができていなかった。
- ・ 業務上被保護者と信頼関係を築く必要があるが、一方で被保護者はだまされやすくなってしまう。

再発防止策としての提言 【短期：①～⑦ 中期：⑧～⑩】

- ① 生活保護基準を超えるまとまった収入が確認され、そのために保護が廃止されたケースの場合、再申請があったときは、廃止時に想定された生計維持可能期間と再申請までの期間を照らし、その使用状況について、世帯の状況や病状等も勘案しながら調査を徹底すること。
- ② 保護廃止時に家計管理に問題が認められるケースについては、生活困窮者自立支援制度の生活自立支援センターにつなぐなど、切れ目のない支援を行うこと。
- ③ 事案発覚後、全区役所保護課において、返還金等となったものだけでなく、今後返還金等となり得る資産についても返還金等一覧表に記載し、管理することとされたが、今後も引き続き運用を継続し、適正な進捗管理を徹底すること。
- ④ 被保護者からの収入等金銭に関わる連絡や保護の変更を要するもの等については、連絡を受けた者が直ちにケース記録に記載するなど、SV 等管理監督者が把握できる仕組みにすること。
- ⑤ 返還金等の決定通知については、CW とは別の部署等で全て発送することとし、被保護者へのフォローアップ等は、SV と CW が複数で行うこと。
- ⑥ 特別な収入があった場合などは、納付を受ける時だけでなく、状況確認や納付指導等の場面においても複数で対応すること。
- ⑦ 保護課以外の部署に被保護者からの相談窓口を設置するなど、被保護者が疑問に感じたら相談できるようにすること。
- ⑧ 各種業務管理の一元化や、一覧性を高くするなど工夫し、効率的で実効性のある進捗管理を行うこと。
- ⑨ 私用の携帯電話から電話することはしないことを被保護者等に周知すること。
- ⑩ 公用携帯電話の導入を検討すること。

2 被保護者等に対するルールの周知

【委員からの主な意見・指摘事項】（抜粋）

- ・ 保護のしおり等に通帳と届出印を一切預かることがない旨の記載がない。
- ・ 施設や入所している方は、制度の理解も難しいと思われ、施設職員にも制度を理解していただく必要がある。

再発防止策としての提言 【短期：①～④】

- ① 長期入院患者、施設等入所者へも保護のしおりの配付を徹底すること。併せて被保護者が入院、入所している施設の職員及び入所者の家族に対しても制度説明を行うこと。
- ② 保護のしおりについて、「ケースワーカーへは現金のほか、通帳及び届出印は絶対に預けないください」と言い切る形に見直すとともに、現金の取り扱いに疑問等がある場合の連絡先を確保し、周知すること。
- ③ 保護開始時の説明項目にも CW が現金等を扱えないことを加え、徹底すること。
- ④ 被保護者の判断能力の低下が認められる場合、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の活用を検討すること。

### 3 知識の向上と職員倫理観の醸成

#### 【委員からの主な意見・指摘事項】（抜粋）

- ・ 福祉の業務は心労が絶えない。悩みを共有できるような研修が必要。
- ・ 行政の権限は強く、被保護者からはCWには絶対に従わなければならないと感じられている。
- ・ 市全体の問題として市職員全員が襟を正し、公務員としての倫理観の醸成に努めるべき。

#### 再発防止策としての提言 【中期：①～⑥】

- ① 研修の受講管理を行い、専門的な研修を受けさせ、復命研修により課全体の対応力向上を図ること。
- ② 内部講師による研修のみならず、外部の専門家による研修を行い、幅広い見地を身に付けられるようにすること。
- ③ 全国的な研修などに積極的に参加させ、CWの知識向上と合わせ情報交換等による意欲向上も図ること。
- ④ CW同士が交流し、かつ業務における悩みの共有ができるような研修のあり方を検討し、実施すること。
- ⑤ 被保護世帯の中には、精神疾患や引きこもり、多重債務など多様な問題を抱えたケースがあることから、業務の助けとするため、専門的な研修を行うなど、対応力の向上を図ること。
- ⑥ 研修等を通じ、行政の持つ権限の強さを理解するとともに、市民に対する丁寧な説明のほか、公務員としての倫理観の醸成を図ること。

### 4 働きやすい職場、やりがいを感じられる職場へ

#### 【委員からの主な意見・指摘事項】（抜粋）

- ・ 職場内で信頼関係を結ぶことができていなかったのではないかな。
- ・ 職員の相談窓口は設置されているが、窓口を設けるだけでなく、積極的に定期面談を行うべき。
- ・ CW1人当たりの担当ケース数が異常に多い。今回を機会にCWの増員に取り組まないと、また同じような事案が起きるのではないかな。

#### 再発防止策としての提言 【中期：①～② 長期：③～⑥】

- ① CWの悩みの相談体制を検討すること。（保護課OB職員の雇用や専門相談員の雇用など）
- ② 産業医の面談が受けられる体制をいかにし、CWが面談を受けやすい保護課の体制や風土を構築すること。
- ③ 早急に社会福祉法で定めるCWの標準数を満たす職員を配置すること。
- ④ 第7次熊本市定員管理計画では、育児休業等取得職員の代替について常勤職員の配置に取り組むとされており、保護課CWに優先的に措置すること。
- ⑤ 生活保護エキスパートの増員、育成を図り、各区役所保護課への適正配置により、保護課全体の実務スキルの向上や平準化、CWの魅力発信等を行い、職員が保護課への異動を希望する魅力ある職場を目指すこと。
- ⑥ 人材育成の観点からも、CW経験者等の女性職員を管理監督者へ登用するなど、ジェンダーバランスの視点を持つこと。

#### 市民からの信頼回復に向けて（報告書 29ページ ～ 30ページ）

公務員には市民の生活が安心安全なものになるように権限を与えられているものであり、権限の濫用があってはならない。本件を通して、生活保護業務を担当する職員が自らに与えられた職権の重さとその意味、被保護者に与える影響等について改めて自覚する必要がある。

さらに、これは決して生活保護業務に特化したことではなく、地方公務員法第32条、同法第33条及び熊本市職員の倫理の保持に関する条例第3条第2項の文言を全ての職員が再度認識するとともに、本報告書を全職員で共有することなどにより、本件を決して特殊な例として切り離して考えることなく、自分事と捉え襟を正す機会として欲しい。